制度の名称	制度の概要	対象者	内　　容	標準処理期間	「その他」または「60日以内」の場合、その理由等	問い合わせ先
「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金	社員の奨学金を代理で返還する企業奨学金代理返還額の一部を補助します。	代理返還　社員の奨学金の一部又は全額を代理返還する企業 ※別途条件があります。	対象期間内の返還額を基礎として、 1/2の額（上限15万円） ※最大で10年間申請可能です	30日以内		西九州させぼコネクトベース ℡0956-25-9251 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ uji-turn@city.sasebo.lg.jp
雇用機会拡充事業補助金	宇久島・寺島において事業拡大、創業を行う事業者に対し、その事業資金の一部を補助します。	宇久島・寺島において事業拡大・創業を行う事業者	対象事業費の3/4以内 【補助上限額】 ①③創業：450万円 ②　事業拡大：1，200万円 ※事業拡大（設備費・改修費を経費に計上しない場合）：900万円	その他（理由→）	翌年度4月1日に交付決定するものです。	宇久行政センター 産業建設課 ℡0959-57-3113 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ u.sangyo@city.sasebo.lg.jp
西九州させぼ広域都市圏内就職促進事業費補助金	市内中小企業等が市内就職の促進や、若者の市外流出を食い止める目的で開催するイベント等の経費の一部を補助します。	圏域内に事業所を有する中小企業者（3社以上）	補助対象経費（運営費、会場費、広告費）の1/3以内　上限額30万円	30日以内		商工労働課 0956-24-1111 内線　3002 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
中小企業等人材育成支援事業補助金	市内の中小企業者が中小企業大学校や九州生産性大学、ポリテクセンター佐世保での研修を受講した場合や、中小企業者や中小企業団体等が人材育成のために研修会を実施した場合，経費の一部を補助します。	市内中小企業者及び中小企業者の団体	【中小企業大学校等派遣事業】 ・受講料の1/2以内（消費税等相当額は対象外） ・1企業上限10万円（年間5名以内） 【研修会等開催事業】 ・対象事業費の1/2以内（消費税等相当額は対象外） ・1企業上限10万円 ・中小企業団体又は2企業以上での研修会は30万円	14日以内		商工労働課 0956-24-1111 内線　3002 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
先端設備等導入促進事業補助金	「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が設備投資を行う場合に、設備導入経費の一部を補助します。	本市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者	○対象経費：設備等の取得価額 ○補助率：対象経費の1/2以内 ○補助上限額：500万円	14日以内		商工労働課 0956-24-1111 内線　3002 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	㈱日本政策金融公庫から「小規模事業者経営改善資金」を借り入れた市内中小企業者が支払う利子の一部を補助します。	本市内の中小企業者でマル経資金を受け、かつ、全ての市税を完納している方	12ヶ月相当分の利子支払総額の1/2、上限10万円	14日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3009 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
魅力ある商店街創出支援事業補助金	人々が集い魅力と活力に溢れた商店街を創出するための事業等に取り組む商工会議所又は市内の商店街で組織する事業協同組合等に対し、事業費の一部を補助します。	商工会議所及び市内の商店街組合等	原則、補助対象経費の1/2及び1/3以内（県の補助による加算あり。）※事業区分に応じて補助上限額等の支援内容が異なります。	30日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3008 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp

制度の名称	制度の概要	対象者	内　　容	標準処理期間	「その他」または「60日以内」の場合、その理由等	問い合わせ先
チャレンジショップ支援事業補助金	市内空き店舗の活用及び新しいビジネスに挑戦する創業者の創業支援、独立開業支援を行うことで商店街の活性化を図ることを目的とするチャレンジショップ事業に対して経費の一部を補助します。	商工会議所及び市内の商店街組合等	原則、補助対象経費の1/2及び1/3以内 事業区分に応じて補助上限額等の支援内容が異なります。 ※今年度予算はないが、次年度以降の相談は〇	14日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3008 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
外国人材受入・定着促進補助金	外国人材の就労・住居環境の整備や地域交流等の取組に係る経費の一部を補助します。	市内に本社又は事業所を有する事業者（ただし、大企業及びみなし大企業を除く。）であること	対象経費：外国人材の就労・住居環境の整備や地域交流等の取組に係る経費 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限額：新たに雇用する外国人1人あたり20万円（最大3人まで） 地域交流等促進事業は1事業者あたり10万円	14日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3003 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
外国人IT人材雇用促進補助金	外国人IT人材を雇用する際に係る人材紹介手数料の一部を補助します。	市内中小企業者	対象経費：外国人材を本採用する際に、人材紹介会社に対して支払った人材紹介手数料 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限額：1事業者あたり70万円	14日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3003 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
観光施設設置奨励金	3億円以上の固定資産評価額の投資を行うか、新規常時雇用者が30人以上の施設で、市長が適当と認める観光施設設置に対して奨励金を交付します。	観光施設設置者	観光施設を新設または増設した部分の固定資産税に相当する額の80％以内で、上限は1億円	その他	本奨励金の手続きは対象施設設置前の事業計画書の提出から始まり、奨励金の交付時期は対象施設に係る固定資産税が課された最初の年度を始期とするものです。	観光課 ℡0956-24-1111 内線　3028 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kankou@city.sasebo.lg.jp
企業立地促進条例による奨励金	佐世保市内において、事業所の新設、増設又は移設を行おうとする事業者等が、一定の要件に該当する場合、各種奨励金の支給を受けることができます。	市内・外の企業（製造業事業者、研究開発を行う事業者、その他本市が定める事業を行う事業者など）	・土地取得奨励金 ・土地等賃借奨励金 ・立地奨励金 ・雇用奨励金 ・工業用水再利用施設整備奨励金 ・オフィスビル整備促進奨励金	30日以内		企業立地推進室 ℡0956-24-1111 内線　3010～3012 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kigyou@city.sasebo.lg.jp
農業参入企業等支援事業費補助金	新規就農者の確保並びに本市農業の振興、活性化を図るため、佐世保市内の農地で農業参入する企業で、一定の要件に該当する場合、経費の一部を補助します。	佐世保市内の農地で農業参入する企業で次の条件を満たすもの。 ①認定申請初年度に農地等を中山間地域であれば2ha以上、それ以外の地域においては3ha以上を賃貸借又は取得により確保すること。 ②5年間以上の営農計画を作成し、5年後の雇用計画において、正規または非正規従業員が5名以上増加となること。	【雇用促進対策】 正規従業員および非正規従業員を雇用し、農業に従事させる場合に補助 正規従業員：100万円／人 非正規従業員：20万円／人 ※1名につき1回限り、上限1,000万円 【農地貸借促進対策】 農地の貸借にかかる賃借料の1／2以内を農業参入から5年間補助 ※10a当たり2万円を上限	30日以内		農政課 ℡0956-24-1111 内線 3032 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ nouchiku@city.sasebo.lg.jp
資源集団回収助成金	資源集団回収で集められた資源物を回収した回収業者組合に対して助成金を交付します。	資源集団回収で集められた資源物を回収する組合として市に登録した回収業組合	回収業組合員が買い上げ等を行った資源物の量に応じて交付。 ①　古紙類：2円/kg	30日以内		廃棄物減量推進課 ℡0956-32-2428 内線 7210-51～55 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ recycl@city.sasebo.lg.jp

制度の名称	制度の概要	対象者	内　　容	標準処理期間	「その他」または「60日以内」の場合、その理由等	問い合わせ先
佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金	温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入及び電力の自家消費を促進する取り組みとして、太陽光発電設備・蓄電池の設置に要する経費の一部を補助します。	佐世保市内において占有し業務を行う事務所等、又は業務を行うために新築等を行い占有する事務所等に太陽光発電設備を設置する法人又は個人事業主	(1)太陽光発電設備 5万円/kW (2)蓄電池 蓄電池の価格（円/kWh）の1/3 （1,000円未満切捨） ただし、蓄電システムの価格は下記を上限とする。 ・家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：15.5万円/kWh（工事費込・税抜） ・業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：19.0万円/kWh（工事費込・税抜） また、※家庭用：12.5万円/kWh、業務用11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込・税抜）の蓄電システムとなるよう努めること。 1件あたりの補助上限額（(1)+(2)）を80万円とする。 ※令和8年度分は補助申請額が予算額に達したため受付終了しました。	14日以内		ゼロカーボンシティ推進室 ℡0956-24-1111 内線7210-17 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ zeroca@city.sasebo.lg.jp
防衛関連産業技術力向上支援事業補助金	市内の造船・防衛関連企業が人材育成及び人材育成に係る機材等の導入を行う際の費用の一部を補助します。	市内造船・防衛関連企業	【人材育成支援事業】 ・補助対象経費の1/2以内 ・1企業：100千円、団体：300千円 【研修機材等導入事業】 ・対象経費の1/2以内 ・補助上限：500千円	14日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3002 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp
中小企業等物価高騰対応支援事業補助金	物価高騰に直面する市内中小企業の事業継続に向け、生産性向上や販路開拓などの売上・利益確保の取組を補助します。	市内に本社又は事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く。）であること	対象経費：旅費、謝金、受講料、広告宣伝費、機械設備費等 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限額：1事業者あたり70万円	30日以内		商工労働課 ℡0956-24-1111 内線3002 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ syouko@city.sasebo.lg.jp